

榎一丁目市有地における大気中アスベスト濃度調査結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。
なお、今後は、基準（目安）を超過した場合を除き、市ホームページにおいて、調査結果をお知らせします。

記

1 調査地点

榎一丁目市有地敷地境界4地点及び市役所周辺1地点

2 調査方法

環境省のアスベストモニタリングマニュアルに基づき、1地点につき3日間、1日当たり連続4時間空気を捕集し、フィルター上の総繊維数濃度を計測しました。

3 調査結果（令和5年1月実施分）

榎一丁目市有地内の全ての調査地点で基準（目安）を下回り、市役所周辺の調査地点と比較して、特に高い濃度は認められませんでした。

（単位：大気1リットル中の本数）

調査日	榎一丁目市有地敷地境界				市役所周辺
	東側	西側	南側	北側	
1月23日（月）	0.11	0.22	0.17	0.11	0.11
1月24日（火）	0.11	0.17	0.34	0.11	0.11
1月25日（水）	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056
検出下限値	0.056				
基準（目安）	1				

※検出値は、長さ5 μ m以上幅3 μ m未満で、長さとの比が3対1以上の繊維状物質の濃度（総繊維数濃度）を測定したもので、アスベスト繊維以外の繊維を含む。

4 基準（目安）について

一般大気中には、1リットル当たり0.2～0.6本程度のアスベスト繊維があるとされています。

大気汚染防止法では、特定粉じん発生施設等の敷地境界基準として、大気中の石綿濃度が1リットルにつき10本と規定されています。

市では、環境省のアスベストモニタリングマニュアルに準じて、1リットル当たり1本を基準の目安とし、総繊維数濃度が1リットル当たり1本を超えた場合には、当該繊維状物質がアスベスト繊維かどうかを分析することとしています。